

【フラット 35】S[優良な住宅基準(金利Bプラン)] 及び 【フラット 35】S[特に優良な住宅基準(金利Aプラン)]について。

平成 27 年 4 月 1 日より省エネルギー性に関する基準が「平成 11 年基準仕様規定」から「平成 25 年基準仕様規定」に改正されます。

【フラット 35】 S[優良な住宅基準 (金利Bプラン)]における ※1 従来の省エネルギー対策等級 4 については平成 27 年 3 月 31 日までに設計検査の申請を行うものに限り適用できます。平成 27 年 4 月 1 日以降については「平成 25 年基準仕様規定」が適用されます。

【フラット 35】 S[特に優良な住宅基準 (金利Aプラン)]の適用については、※2「認定低炭素住宅」または※3「トップランナー基準 (一戸建ての住宅に限る)」の基準に適合することが必要です。

- ※1 省エネルギー対策等級の基準を用いて平成 27 年 3 月 31 日までに設計住宅性能評価を申請し、評価書を取得している場合は、平成 27 年 4 月 1 日以後も設計住宅性能評価書の写しがあれば適用できます。
- ※2 「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅の確認については、所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類の写しを提出いただくことにより実施いたします。
- ※3 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」(トップランナー基準)への適合性の確認については、登録建築物調査機関から発行される「住宅事業建築主基準に係る適合証」の写しを提出いただくことにより実施いたします。